

第3次嬉野市総合計画・総合戦略・人口ビジョン策定支援業務 仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、嬉野市が策定する「第3次嬉野市総合計画・総合戦略・人口ビジョン」の支援業務に適用する。

2. 業務名

第3次嬉野市総合計画・総合戦略・人口ビジョン策定支援業務

3. 業務目的

嬉野市では、まちの将来像やまちづくりの進むべき方向性を定める基本構想と、それを実現するための基本計画、実施計画を併せた総合計画を策定している。

第2次嬉野市総合計画（以下「現行計画」という。）は令和7（2025）年度で計画期間の満了を迎えることから、引き続き令和8（2026）年度を初年度とする第3次嬉野市総合計画（以下「次期計画」という。）を策定するものである。

また、これまで総合計画とは別に策定していたまち・ひと・しごと創生法第10条に規定する嬉野市の人口減少対策とこれによる地方創生の基本的な計画である「嬉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び「嬉野市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）について、次期計画より統合し、より一体的に推進していくこととする。

本業務は、次期計画の策定にあたり、嬉野市を取り巻く社会環境の変化や将来にわたる時代の潮流を見通し、より実効性があり、市民等に共有して分かりやすい計画とするため、専門的な知見をもって必要な支援を行うものである。

なお、事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザルによる選定を予定しており、以下に示す業務内容については、当市が本事業実施にあたり特に有効と認めた場合、プロポーザル時の提案内容を採用し、業務追加または、変更する場合がある。

4. 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

5. 業務内容

（1）基礎調査

市、県の既存資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、社会動向及び統計資料等の調査・整理・分析し、計画策定の基礎とする。

(2) 市民アンケート調査

次期計画策定のためアンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、次期計画への反映を行う。

①対象者及び票数

一般住民：2,000票（回収見込み：40%）

②作業分担

受注者：設問設計、校正

Web フォーム構築

発送用封筒印刷（角2）

返送用封筒印刷（長3）

封入、封緘、ラベル貼り

結果入力

自由回答まとめ

集計・分析

報告書作成

発注者：設問設計案の検討と確定

対象者の抽出

アンケート郵送配布 ※郵送は市で実施予定

アンケート結果報告書案の検討

(3) 市民等の意見聴取及び参画機会の提供

- ① 市民参加によるまちづくりを推進し、市民と共有する次期計画とするため、市民等の意見聴取及び計画策定への参画機会の提供を行うこと。
- ② 実施に当たっては、性別・世代・属性等が幅広く、均一に参画できる方法を検討し、実施すること。
- ③ 市民等の計画策定への参画機会の提供については、ワークショップ等の開催やデジタルツールを活用する等、市民が参画しやすい手法を用いることとし、少なくとも4回は実施するものとする。
- ④ 市民等から出された意見等を集約し、次期計画策定の各段階において反映すること。
- ⑤ 実施内容については、事前に発注者と協議の上、決定すること。

(4) 庁内ヒアリングシート調査

- ① 次期計画に定める施策の方向性を模索するとともに、現行計画における各部局の取組状況や課題等を精査するため、各部局に対して調査やヒアリングを実施すること。
- ② 調査・ヒアリングの結果を分析し、抽出した課題や次期計画へ反映すべき事項について報告、提案すること。

- ③ 調査・ヒアリングの項目、対象については、事前に発注者と協議の上、決定すること。

(5) トップインタビューの実施

市長に対してトップインタビューを実施し、将来に向けた課題や、まちづくりの方向性などを把握し、次期計画へ反映すること。

(6) 次期計画及び次期総合戦略にかかる骨子の作成

- ① 基礎調査等を基に、次期計画及び次期総合戦略のイメージ（基本スキーム等）及び計画の進行管理の方針を作成すること。
- ② 現行の人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。また、推計結果等を踏まえ、嬉野市の示す方針に基づき、嬉野市が目指す人口、地域社会像等の将来展望を記載した新人口ビジョンとして見直しを行う。
- ③ 作成に当たっては、次期計画と次期総合戦略が有機的に連動する工夫についても検討すること。

(7) 次期計画及び次期総合戦略にかかる素案の作成

- ① パブリックコメント等で使用する次期計画及び次期総合戦略の素案を作成すること。
- ② 成果指標や目標値を設定する際には、データを活用した数値（アウトカム指標を基本とする。）を設定すること。

(8) 審議会等の運営支援

① 総合計画審議会

ア 目的

次期計画を策定するに当たり、意見聴取や調整を行う。

イ 構成

産学官金労言士のような各分野の代表者、公募委員等

ウ 開催回数

5回程度

エ 業務内容

会場の確保・準備、会議資料の作成、会議の運営補助、議事録の作成等

② その他

次期計画の策定に必要な会議を開催する場合は、発注者と別途協議の上、内容を決定する。

(9) パブリックコメントの実施支援

次期計画の素案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(10) その他

- ① 受注者から本業務の目的達成に向けて有益となる提案がある場合は、双方協議の上、決定する。
- ② 契約締結後速やかに、契約書及び仕様書に基づき、業務実施計画書（工程表を含む。）を作成し、発注者と十分に協議を行うこと。
- ③ 本業務の遂行状況について随時報告を行うとともに、発注者が必要と認めたときは、協議の場を設けること。
- ④ 本業務を遂行する上で必要となる資料等は、受注者において入手すること。
- ⑤ 本業務を実施する中で必要が生じた事項については、発注者と協議の上、追加すること。

6. 成果品

- | | | |
|------------------|---------|-----------|
| (1) アンケート結果報告書 | [電子データ] | 一式 |
| (2) 市民ヒアリング結果報告書 | [電子データ] | 一式 |
| (3) 庁内ヒアリング結果報告書 | [電子データ] | 一式 |
| (4) 基本構想 | [電子データ] | 一式 |
| (5) 基本計画 | [電子データ] | 一式 |
| (6) 次期総合戦略（実施計画） | [電子データ] | 一式 |
| (7) 新人口ビジョン | [電子データ] | 一式 |
| (8) 次期計画本編 | [紙 媒 体] | 100部（A4判） |
| | [電子データ] | 一式 |
| (9) 次期計画概要版 | [紙 媒 体] | 100部（A4判） |
| | [電子データ] | 一式 |

7. その他

- (1) 業務期間はもとより業務期間終了後も、業務で知り得た機密、個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務に係るすべての成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属し、発注者の承諾なしに使用し、又は、公表してはならない。
- (3) 受注者は、著作権人格権を行使しない。
- (4) 本業務に係るすべての書類及びその内容について、発注者の承諾なしに譲渡し、又は、公開してはならない。
- (5) 受注者は、あらかじめ書面により発注者の承諾を得ていない場合、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (6) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が

生じるときは、発注者に不利益が生じないように受注者の責任において、これを処理するものとする。

- (7) この仕様書に定めのない事項又は明記のない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議し明確にするものとする。